

高松市・香南町合併協議会会議録
第 9 回 会 議

平成 1 7 年 1 月 1 4 日 (金)

高松市・香南町合併協議会

高松市・香南町合併協議会会議録

第9回会議

1 日時

平成17年1月14日(金)午前10時開会・午前11時18分閉会

2 場所

香南町中央公民館 2階 講堂

3 出席委員 22人

会長	増田昌三	委員	森谷芳子
副会長	辻正雄	委員	田中宏和
委員	井竿辰夫	委員	加藤卓也
委員	井上優	委員	石丸末夫
委員	谷本繁男	委員	石丸英正
委員	赤松千壽	委員	河田澄
委員	大橋光政	委員	野田法子
委員	中條照明	委員	太田繁夫
委員	梶村傳	委員	栗田光子
委員	大浦澄子	委員	石丸芳孝
委員	三笠輝彦	委員	佐野健蔵

4 欠席委員 1人

委員	中村靖
----	-----

5 出席幹事 7人

幹事長	井竿辰夫(委員兼務)	幹事	川田茂
副幹事長	井上優(委員兼務)	幹事	瀧本隆
幹事	中村榮治	幹事	奥田武
幹事	熊野實		

6 幹事会部会委員 40人

企画財政部会委員	白井文夫	産業部会委員	穴吹学
企画財政部会委員			
市民部会委員			
環境部会委員	奥田武(幹事兼務)	産業部会委員	山田悟
都市開発部会委員			
土木部会委員			
企画財政部会委員			
環境部会委員	西村雅彦	都市開発部会委員	宮武茂基
土木部会委員			
市民部会委員	間島康博	都市開発部会委員	大林勝
市民部会委員	久利泰夫	土木部会委員	西岡慎吾
市民部会委員	小泉康裕	土木部会委員	稲垣基通
市民部会委員	中川仁	土木部会委員	平尾洋二
市民部会委員			
健康福祉部会委員			
環境部会委員	細谷正文	土木部会委員	鎌田茂史
土木部会委員			
市民部会委員			
産業部会委員			
都市開発部会委員	妹尾嘉起	土木部会委員	土居讓治
土木部会委員			
健康福祉部会委員	川田喜義	教育部会委員	上原直行
健康福祉部会委員	武上浩一	教育部会委員	松木健吉
健康福祉部会委員	西川典生	教育部会委員	前田昭徳
健康福祉部会委員	藤田正勝	教育部会委員	熊野正樹
環境部会委員	田中豊彦	教育部会委員	片山雅文
環境部会委員	大嶋光晴	教育部会委員	小西省三
環境部会委員	藤井敏孝	文化部会委員	馬場朋美
環境部会委員	宮武敬三	文化部会委員	高橋広二郎
環境部会委員	井上協典	文化部会委員	川崎正視
環境部会委員	大熊正範	農業委員会部会長	溝淵收
産業部会委員	池尻育民	農業委員会部会委員	太田秀人

7 事務局

事務局長	林 昇	調整班 兼計画班	林 田 競 一
事務局次長	加 藤 昭 彦	計画班	山 上 龍 二
事務局次長 (計画班長事務取扱)	福 井 隆	調整班 兼計画班	平 尾 和 律
総務班長 兼調整班	安 西 正 門	調整班 兼計画班	中 村 郁 夫
総務班 兼調整班兼計画班	矢 野 充 伸	調整班 兼計画班	佐 藤 扶 司 子
調整班長	清 谷 文 孝	調整班 兼計画班	諏 訪 真 史

会 議 次 第

1 開会

2 会議録署名委員の指名

3 議事

(1) 協議事項

協議第34号 建設計画（協定項目第25号）について

（第7回会議提案：継続協議）

協議第37号 その他の福祉事業（協定項目第24-9号）について

（第8回会議提案：継続協議）

協議第39号 商工・観光関係事業（協定項目第24-12号）について

（第8回会議提案：継続協議）

協議第40号 農林水産関係事業（協定項目第24-13号）について

（第8回会議提案：継続協議）

協議第42号 学校教育事業（協定項目第24-19号）について

（第8回会議提案：継続協議）

協議第43号 人権啓発事業（協定項目第24-3号）について

協議第44号 コミュニティ施策（協定項目第24-4号）について

協議第45号 児童福祉事業（協定項目第24-8号）について

協議第46号 環境対策事業（協定項目第24-11号）について

協議第47号 建設関係事業（協定項目第24-14号）について

協議第48号 下水道事業（協定項目第24-17号）について

協議第49号 社会教育事業（協定項目第24-20号）について

協議第50号 文化振興事業（協定項目第24-21号）について

協議第51号 その他の事業（女性政策）（協定項目第24-22号）
について

協議第52号 その他の事業（契約制度）（協定項目第24-22号）
について

協議第53号 その他の事業（墓園関連事業）（協定項目第24-22号）
について

4 その他

- (1) 高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
- (2) 高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について

5 閉会

午前10時00分 開会

会議次第1 開会

議長（増田会長） 皆様、新年明けましておめでとうございます。

昨年中は、何かと御支援、御協力賜りまして、まことにありがとうございました。合併協議に残された時間もあとわずかとなりましたので、どうか今年も、ひとつよろしく御協力のほどをお願い申し上げます。

それでは、早速、会議に入らせていただきたいと思います。

会議次第2 会議録署名委員の指名

議長（増田会長） 初めに、会議録署名委員の指名でございますが、本協議会会議規程に基づき、会議録署名委員を指名させていただきます。

本日の会議の会議録署名委員には、野田法子委員さんと石丸芳孝委員さんのお二人をお願いいたしますので、よろしくをお願いします。

会議次第3 議事

議長（増田会長） それでは、会議次第の3議事に入ります。

会議次第3 （1）協議事項

議長（増田会長） （1）の協議事項のうち、まず、協議第34号建設計画についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（福井） それでは、協議第34号建設計画について説明いたします。

継続協議となっております建設計画についてでございますが、前回の会議では、安全で安心して生活できるまちづくりに、重点取り組み事項を追加いたしました。その後、内容及び字句等に修正ございませんことから、本日、提出いたしております建設計画案は、前回と同じものがございます。

この建設計画につきましては、すべての合併協定項目の協議が終了した段階で、意思集約を図っていただきたいと思いますと考えておりますが、協議も終盤を迎え、本日、合併の期日と、農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いを除く、すべての協定項目を提案いたしますことから、委員の皆様におかれましても、建設計画の内容等について、再度、御検討、御確認をお願いいたします。

以上、簡単ではございますが、協議第34号建設計画についての説明を終わります。よろしくお願いいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第34号について、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、協議第34号……

辻副会長 はい、失礼します。

議長（増田会長） どうも、どうぞ。

辻副会長 香南町の辻です。

ただいまの建設計画については、今、事務局の方からお話のあったように、今、より具体的に案を練っておる段階でございます。ですから、次の最終のときには、本文には、今、前回提出された本文のままなんですけども、中身についてより具体的に、香南町はこうありたい、また、高松がこうあってほしいと、そういった計画を、今、策定中でございます。次回までには、ほぼいものが出る、そう思っておりますので、また、事前に委員の方には御協議いただいて、最終で決定いただきたい、そう願っておりますので、どうぞよろしく願います。

以上です。

議長（増田会長） ありがとうございます。

それでは、協議第34号につきましては、第10回会議で、改めて質疑、協議等を行うこととさせていただきます。

次に、協議第37号、第39号、第40号、第42号の4件を一括して議題といたします。

なお、これら4件につきましては、前回、第8回会議で提案及び説明を行い、継続協議の取り扱いとなっておりますのでございます。

提案内容を、改めて事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、会議資料の2ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第37号その他の福祉事業についてでございますが、提案内容は、ページの中ほどの枠の中に記載のとおりでございます。

恐れ入りますが、提案内容の朗読は、省略させていただきます。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第39号商工・観光関係事業についてでございますが、提案内容は、ページ中ほどに記載のとおりでございます。

この商工・観光関係事業につきましては、提案をされました前回の会議で、香南町の委員から、

香南町商工会への補助について、合併後も、商工会の活動に支障が生じないような適切な対応を求める要望、意見が出されたところでございます。その後、会議でのこのような委員の御発言等も踏まえまして、市町間で協議を行った結果、附属資料の対応策を一部修正することとしたところでございます。

本日、お配りしております資料のうち、右肩にその2と記載しております附属資料の継続分、こちらの方の26ページをごらんいただきたいと存じます。その2の26ページでございます。附属資料（継続協議分）その2の26ページでございます。

中小企業指導団体等育成という項目でございますが、26ページの右側中ほどの対応策をごらんいただきたいと存じます。

対応策の2項目目でございますが、先ほど申し上げました御意見等を踏まえまして、なお書き以下に下線を引いております部分を追加したものでございまして、読み上げますが、「なお、合併後において、県の補助制度の動向や商工会の統合状況などを総合的に勘案する中で、団体の活動に支障が生じないよう、適切な検討を行うものとする。」と修正をいたしたところでございます。

なお、その下側の調整案及び会議資料中の提案内容に変更はございません。

以上が、商工・観光関係事業でございます。

恐れ入りますが、もとの会議資料の8ページをごらんいただきたいと存じます。

8ページは、協議第40号農林水産関係事業についてでございますが、提案内容につきまして、ページ中ほどに記載のとおりでございます。

続きまして、11ページをごらんいただきたいと存じます。

協議第42号学校教育事業についてでございますが、これも、提案内容は、ページ中ほどから下に記載のとおりでございます。

以上が、前回会議で提案され、継続協議となっている4件の提案内容でございますが、各協定項目の具体的な調整内容につきましては、前回の会議で御説明いたしておりますので、恐れ入りますが、本日は説明を省略させていただきます。

提案内容の説明等は、以上でございます。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました4件につきまして、御質問、御意見等ございましたら御発言を願います。

はい、どうぞ。

石丸（芳）委員 ただいまの第39号につきまして、一言、御礼とお願いを申し上げたいと思います。

前回の当協議会におきまして、私のお願いいたしました、行政合併後4年度以降の補助金問題につきましては、早速、修正案をお出しくださしまして、まことにありがとうございます。

今回の修正案によりまして、少なくとも、職員の生首が切られなくて済むものと確信を深めることができまして、一安心をいたしました。

10月に、市長さんをお願いに参った折にも申し上げましたように、行政合併後、遅くとも3年以内に商工会も合併し、会員、地域、行政に頼られる組織にしていける所存でございますので、今後とも、商工会が地域総合経済団体として、また、地域の中小企業者の支援団体として、活動できるよう御配慮賜りますようお願い申し上げ、御礼とお願いの言葉といたします。どうもありがとうございました。

議長（増田会長） ありがとうございます。

ほかにございませんでしょうか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでしたら、お諮りいたします。

協議第37号、第39号、第40号、第42号について、原案のとおり確認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 御異議がないようでございますので、協議第37号、第39号、第40号、第42号の4件につきまして、原案どおりとすることを確認いたします。

次に、新規提案の協議事項でございます。

まず、協議第43号人権啓発事業についてを議題といたしますが、これからの新規提案11件につきましては、会議規程に基づき、原則として、本日の会議では、提案及び説明、質疑等を行い、次回、第10回会議で、改めて質疑、協議を行った上、意思集約を図ることといたしておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第43号人権啓発事業について御説明申し上げます。

附属資料で御説明をいたします。

本日、配付いたしております資料のうち、右肩にその3と書いております附属資料の新規提案分をごらんいただきたいと存じます。その3の資料でございます。

新規提案分の附属資料でございますが、表紙の目次でございますように、164ページほどございます。非常に量が多うございますことから、説明の都合によりまして、両市町に違いのある

点を中心に、ポイントを絞って説明をさせていただきますので、この点、御了承をいただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、附属資料のその3でございます。そちらの2ページをごらんいただきたいと思います。

まず、人権啓発事業のうち、人権・同和問題啓発事業でございます。

2ページから3ページにかけまして、両市町の現況を記載しておりますが、啓発事業内容に若干の差異はございますが、おおむね同様の事業を実施しておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、4ページをごらんいただきたいと思います。

人権擁護委員の推薦でございますが、人権擁護委員は、市町が候補者を決め、議会の同意を得た後に、法務局へ推薦し、法務大臣が委嘱をするというものでございますが、委員数は、高松市が20名、香南町が3名となっております。

この人権擁護委員につきましては、人口規模により定数が決められておまして、合併後は、委員数が20名となるものでございますが、これまで増員要望して認められているという実績もございまして、対応策といたしましては、委員数の増員について、高松法務局に要請するとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、5ページをごらんいただきたいと思います。

個人給付等事業でございますが、この事業は、対象地域に居住している住民に対し、就業、教育等の分野において助成し、福祉の増進、同和問題の解消を図るという事業でございます。

この事業につきましては、高松市では、平成13年度におきまして、事業を見直した結果、給付の種類等を削減をいたしております。その結果、現在残っております給付事業は、の委託職業訓練など七つの項目でございますが、これにつきましても、平成17年度に見直しをする予定でございます。

一方、香南町におきましても、平成13年度に見直しを行い、現在11項目の給付がございまして、これらにつきましても、平成17年度に見直しをすることとなっております。

以上のように、市町間で給付等の種類に差異はございますが、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思います。

運動団体等補助・委託事業でございます。

現況のうち、1の補助対象団体におきまして、市町間で差異がございます。

また、2の委託事業は、高松市のみの事業でございます。

なお、この運動団体等補助・委託事業につきましても、さきに説明いたしました個人給付事業と同様、平成17年度におきまして、両市町とも見直しをすることとなっておりますが、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、7ページをごらんいただきたいと存じます。

隣保・児童館管理運営事業でございます。

現況でございますが、高松市では、併設館である隣保・児童館を、香南町では、隣保館、児童館をそれぞれ記載のように設置、運営いたしておりますが、施設の開館日に差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、吉光文化センター及び吉光児童館の開館日については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

なお、会議資料の方に記載しております提案内容も、ただいまの調整内容と同じ内容でございますので、本日、会議資料の提案内容の説明は、省略をさせていただきます。

以上で、協議第43号人権啓発事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第43号について、御質問等ございましたら御発言願います。

特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございますので、協議第43号につきましては、次回会議で、改めて意思集約を図ることいたします。

次に、協議第44号コミュニティ施策についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、ただいまの附属資料の9ページをごらんいただきたいと存じます。

コミュニティ施策のうち、まず、自治会活動推進事業でございます。

現況でございますが、1の自治会の概要でございますように、香南町では連合自治会がございません。

また、2の自治会活動支援補助の内容が異なっておりますほか、3の自治会加入・結成促進奨

励につきましては、高松市のみの制度でございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町の自治会活動支援補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、10ページをごらんいただきたいと思います。

地域コミュニティ推進事業でございますが、高松市のみの事業でございますことから、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、11ページをごらんいただきたいと思います。

広報紙等配布業務でございますが、現況でございますように、1の配布方法、2の配布回数、3の配布手数料の内容が、市町間で異なっております。

また、4の広報紙配布時の傷害保険につきましては、高松市のみの制度でございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

次の12ページの地域ふれあい交流事業につきましては、高松市のみの事業でございます。

続きまして、13ページをごらんいただきたいと思います。

防犯灯設置等補助事業でございます。

香南町の現況でございますように、香南町では、町が防犯灯を設置し、維持管理を行っておりますことから、補助制度につきましては、設けておりません。

このようなことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

続きまして、15ページをごらんいただきたいと思います。

15ページから後の、15ページの安全で安心なまちづくり推進、16ページの高松市ボランティア・市民活動センター及び17ページの消費者行政の推進につきましては、高松市のみの制度となっております。

続きまして、19ページをごらんいただきたいと思います。

集会所等設置補助事業でございます。

両市町では、地域住民の活動拠点となる集会所の整備について補助をいたしておりますが、3の補助率等でございますように、補助内容が異なっております。また、4の維持管理においても、市町間で異なっております。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上で、協議第44号コミュニティ施策についての説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第44号について、御質問、御意見等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第44号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第45号児童福祉事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、21ページをごらんいただきたいと存じます。

児童福祉事業のうち、まず、保育所の現況でございますが、両市町の現況は、資料に記載のとおりでございます。

調整案といたしましては、「香南町の公立保育所については、高松市の公立保育所として引継ぐ。」としたところでございます。

続きまして、22ページをごらんいただきたいと存じます。

保育料でございますが、現況欄でございますように、両市町では、保育料の階層区分及び年齢区分が異なっております。

また、保育料につきましては、次の23ページに、両市町の保育料の比較表を掲載いたしております。

23ページをごらんいただきたいと存じます。

別紙の高松市と香南町の保育料徴収金額比較表でございます。

詳細な説明は省略させていただきますが、資料には、階層区分及び年齢区分ごとの保育料月額を掲載しておりますが、高松市と香南町の保育料は、ほぼ、おおむね同レベルでございます。

調整案でございますが、22ページにお戻りいただきまして、調整案といたしましては、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

続きまして、24ページをごらんいただきたいと存じます。

第3子以降保育料減免事業でございますが、現況欄の表でございますように、高松市では、3歳未満の児童で、階層がBからD6まで及び3歳以上の児童で、階層がBからD2については、保育料が0円となります。また、3歳以上の児童で、階層がD3からD6は、先ほどの金額表の

2分の1となっております。

一方、香南町におきましても、表に記載のとおりでございますが、表の下に 印で記載しておりますように、出生の順位が第3位以降である児童を含む2人以上が入所している場合は、減免がございません。

このように、両市町で、対象年齢、対象回数及び減免内容に差異がございますが、調整案としたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、25ページをごらんいただきたいと存じます。

25ページから27ページにかけましての特別保育事業でございますが、現況のとおり、両市町では実施内容が異なっているほか、ともに実施しております2の延長保育の保育料及び4の乳児保育の受け入れ月数におきましても、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次の28ページの病後児保育事業でございますが、これは、高松市のみのものでございます。

続きまして、29ページをごらんいただきたいと存じます。

放課後児童クラブ関係事業でございますが、高松市では、健康福祉部所管の放課後児童クラブ及び教育部所管の留守家庭児童会の二つの形態で実施いたしておりますが、香南町では、福祉部門所管の放課後児童クラブ一形態でございまして、運営方法や利用者負担金、利用時間などにつきまして、市町間で差異がございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「香南町の放課後児童クラブは、高松市の放課後児童クラブとして引き継ぐ。ただし、香南町の放課後児童クラブの運営方法については、合併時まで調整するものとする。利用時間については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一するものとする。利用者負担金については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から3年度目において高松市と同額になるよう段階的に調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、30ページをごらんいただきたいと存じます。

公立児童館事業でございますが、現況欄にございますように、香南町では、ししまる館を設置し、記載のような児童館事業を実施いたしております。

調整案でございますが、「香南町のししまる館は、高松市の公立児童館として引き継ぐ。」としたところでございます。

次の31ページ、32ページの私立保育所支援事業及び33ページの認可外保育支援事業、そして34ページの民間児童厚生施設運営補助事業につきましては、いずれも高松市のみのものでございます。

ございます。

続きまして、35ページをごらんいただきたいと存じます。

母子家庭等就業・自立支援センター事業でございますが、香南町では、香川県が同様の業務を実施いたしておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

次の36ページの子育て短期支援事業及び、次の37ページの母子生活支援施設につきましては、高松市のみの事業でございます。

続きまして、38ページをごらんいただきたいと存じます。

母子寡婦福祉資金貸付等事業でございますが、香南町では、香川県が同様の業務を実施しており、また、6の利子補給につきましては、高松市のみの制度でございますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

なお、この母子寡婦福祉資金貸付金の種類と内容の詳細につきましては、41ページ以降に資料を掲載いたしておりますので、後ほどごらんいただければと存じます。

続きまして、39ページをごらんいただきたいと存じます。

母子等医療費助成事業でございますが、3の助成方法が異なりますが、同内容の事業を実施しておりますことから、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、40ページをごらんいただきたいと存じます。

乳幼児医療費助成事業でございますが、両市町とも同内容の事業を実施しておりますことから、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

以上で、協議第45号児童福祉事業の説明を終わります。よろしくお願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第45号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第45号につきましても、次回会議で改めて意見集約を図らせていただきます。

次に、協議第46号環境対策事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、45ページをごらんいただきたいと存じます。

45ページから46ページにかけて、両市町のごみ処理事業の収集方法等についての現況を整理いたしておりますが、現況欄に記載のとおり、両市町では、収集回数、収集方法等におい

て、差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町地域のごみの収集方法等については、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。」としております。

続きまして、47ページをごらんいただきたいと思います。

ごみ処理事業の手数料でございます。

現況欄に記載のとおり、両市町では、1の家庭系一般廃棄物のごみ袋の料金を初め、各種の手数料等におきまして差異がございます。

また、3の にございますように、香南町では、臨時・粗大ごみの戸別収集は行っておりません。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。香南町指定のごみ袋については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、香南町地域において、使用できるものとする。臨時・粗大ごみ及び動物死体の取扱いについては、合併年度及びこれに続く2年度について、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、48ページをごらんいただきたいと思います。

ごみ処理事業の一般廃棄物適正処理指導事業でございますが、現況欄にございますように、両市町では、ごみステーションの管理方法及び2の分別収集推進活動補助におきまして、差異がございます。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の制度に統一する。香南町地域の既存のごみステーションについては、現行のとおりとする。香南町のリサイクル分別用ごみ袋の配布は廃止する。香南町において、合併時まで、分別収集推進活動を行う地区衛生組合協議会等の組織化を促すとし、調整案につきましても、同趣旨の内容といたしたところでございます。

続きまして、49ページをごらんいただきたいと思います。

ごみ処理事業の一般廃棄物収集運搬・処理許可でございますが、市町間で申請手数料等におきまして差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

続きまして、50ページをごらんいただきたいと思います。

廃棄物管理指導等でございます。

現況のうち、1の不法投棄等不法防止処理防止の実施内容に差異がございまして、このうち一般廃棄物につきましては、記載のように、香南町では、環境パトロールの巡視員を任命し、対応いたしております。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町地域における一般廃棄物の不法投棄等不法処理防止については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、51ページをごらんいただきたいと存じます。

51ページから52ページにかけての衛生組織団体活動推進事業でございますが、現況にございますように、市町間では、衛生組織団体及びその活動補助におきまして差異がございます。

また、3の清掃活動補助につきましては、高松市のみの制度でございます。

調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

続きまして、53ページをごらんいただきたいと存じます。

ごみ減量・資源化推進事業でございますが、現況のうち、2のごみ減量・資源化啓発事業の内容及び3の生ごみ処理機等購入経費補助の内容におきまして、市町間で差異がございます。また、1及び4の項目につきましては、高松市のみの制度でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

次に、54ページの環境基本計画でございますが、香南町では、該当がございません。

続きまして、55ページをごらんいただきたいと存じます。

環境保全推進事業でございますが、記載のとおり、両市町におきまして事業内容に差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、56ページをごらんいただきたいと存じます。

大気汚染監視事業でございますが、実施機関が異なりますほか、一部、実施内容にも差異がございますが、調整案は、「高松市の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、57ページをごらんいただきたいと存じます。

騒音振動防止対策事業でございますが、現況欄に記載のとおり、香南町では、法律上の対象地域に指定されていないため、調査は実施いたしておりません。

調整案でございますが、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、58ページをごらんいただきたいと存じます。

水質汚濁監視事業でございますが、現況のうち、1の公共用水域水質調査について、市町間で、その実施方法が異なっておりますほか、その他の調査等につきましては、香南町では、香川県がほぼ同様の業務を実施いたしております。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、59ページの公衆便所管理でございますが、高松市のみの制度でございます。

続きまして、60ページをごらんいただきたいと存じます。

し尿収集事業でございますが、現況欄でございますように、市町間で、し尿収集手数料などに差異がございますほか、5の貯留施設でございますように、香南町では、中継用貯留施設に一時貯留する収集体制となっております。

なお、香南町の貯留施設の用地及び進入路につきましては、私有地でございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。香南町のし尿中継用貯留施設については、継続して使用するものとする。」としたところでございます。

以上で、協議第46号環境対策事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第46号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようございましたら、協議第46号につきましても、次回会議で意思集約を図ることといたします。

次に、協議第47号建設関係事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、62ページをお開き願いたいと存じます。

建設関係事業のうち、まず、用途地域でございますが、香南町では、用途地域の指定がございませんことから、調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、63ページをごらんいただきたいと存じます。

屋外広告物規制でございますが、高松市では、中核市として、市において屋外広告物の許可等の規制事務を行っておりますが、香南町では、香川県が同様の業務を実施いたしております。

調整案といたしましては、「高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

続きまして、64ページをごらんいただきたいと存じます。

建築指導でございますが、一部、香南町においても実施している事業もございますが、大半は、高松市では、特定行政庁として市が実施しております、香南町では、県が同様の業務を実施しているものでございます。

調整案でございますが、64ページでございますように、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

なお、64ページの下側に、この特定行政庁の説明を記載いたしております。後ほどごらんいただければと存じます。

続きまして、67ページをごらんいただきたいと存じます。

開発指導でございますが、大半は、高松市では、中核市あるいは特定行政庁として、市において実施いたしておりますが、67ページの2の開発指導につきましては、香南町では、1,000平方メートル未満の開発については、指導要綱に基づき指導しておりますほか、次の3の開発行為等の許可基準におきまして、両市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町の開発行為等の許可基準については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、69ページをごらんいただきたいと存じます。

69ページ、70ページにございます建築物等検査及び71ページの確認申請審査につきましては、建築基準法に基づき、特定行政庁として高松市が実施している事業でございますが、調整案といたしましては、いずれも「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、72ページをごらんいただきたいと存じます。

都市公園等でございますが、両市町の現況は資料に記載のとおりでございますが、2の維持管理の方法等におきまして、市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次の74ページのちびっこ広場につきましては、高松市のみの制度でございます。

続きまして、75ページをごらんいただきたいと存じます。

緑化事業でございます。

両市町では、記載のような緑化事業を行っておりますが、現況のうち、2の民有地緑化におきまして、市町間において、その事業内容に差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、76ページをごらんいただきたいと存じます。

花いっぱい推進事業でございますが、76ページから77ページにかけまして、両市町の事業内容の現況を記載しておりますが、このうち、3のミニフラワーパーク整備事業、次の77ページの6のふるさとづくり事業及び7の世代間交流花づくり事業につきましては、香南町のみの事業でございます。

調整案でございますが、76ページにございますように、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町が実施している「ふるさとづくり事業」及び「世代間交流花づくり事業」については、合

併年度及びこれに続く3年度に限り、実施するものとする。」としたところでございます。

続きまして、78ページをごらんいただきたいと存じます。

緑の基本計画でございますが、高松市のみの制度でございます。

次に、79ページをごらんいただきたいと存じます。

市・町道路等でございますが、資料には、両市町の道路状況などの現況を記載しております。

なお、4にございますように、香南町では、町道の認定基準の要綱を定めておりません。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。香南町が、認定している町道については、高松市の市道として引き継ぐ。」としたところでございます。

続きまして、80ページをごらんいただきたいと存じます。

道路維持管理でございますが、2の補修及び3の清掃におきまして、市町間で一部、差異がございますが、ほぼ同様の取り扱いをしておりますことから、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」といたしたところでございます。

続きまして、81ページをごらんいただきたいと存じます。

道路愛護団体でございますが、制度といたしましては、高松市のみの制度となっております。

続きまして、82ページをごらんいただきたいと存じます。

道路新設改良でございますが、現況欄にございますように、高松市では、市の計画及び地元要望により道路等の新設、改良を行っておりますが、2にございますように、地元要望による場合、記載のとおり単価とし、時価買収では行わないことといたしております。

一方、香南町では、町の計画や地元要望により実施する道路の新設、改良事業に係る用地買収につきまして、時価または記載のような単価で買収する方法をとっております。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、合併時において、香南町地域の継続中の事業に係る土地の買収単価については、合併年度及びこれに続く2年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、83ページをごらんいただきたいと存じます。

急傾斜地崩壊対策事業でございますが、現況のうち、3の採択基準等について、採択基準の戸数及び事業費の負担区分において、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「香南町地域の採択基準及び事業費負担区分については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、84ページをごらんいただきたいと存じます。

水防対策でございますが、現況のうち、4の水防本部の設置時期及び6の避難勧告等の住民へ

の周知方法につきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町住民への周知方法については、現行のとおり継続するものとする。」としたところでございます。

続きまして、85ページをごらんいただきたいと存じます。

市・町営住宅でございますが、現況欄にございますように、1の住宅の種類及び戸数、2の申込み資格、86ページの4の督促手数料、5の家賃補助及び6の家賃の減免につきまして、市町間で差異がございますほか、3の住宅使用料につきましては、香南町の旧地域改善向け住宅の住宅使用料が、利便性係数を変更いたしましても、合併後に増加することとなります。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。香南町の町営住宅については、高松市の市営住宅として引き継ぐものとし、旧地域改善向け住宅の住宅使用料については、3年間に限り、段階的な軽減措置を講ずる。」としたところでございます。

次の87ページの特定優良賃貸住宅制度及び88ページの高齢者向け優良賃貸住宅制度は、高松市のみの制度でございます。

続きまして、89ページでございます。

住宅新築資金等貸付金でございますが、両市町で同内容の事業を実施しておりますことから、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上で、協議第47号建設関係事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第47号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第47号につきましても、次回会議で改めて質疑等を行い、意思集約を図ります。

次に、協議第48号下水道事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、91ページをごらんいただきたいと存じます。

まず、公共下水道事業計画でございますが、両市町の計画概要は、現況欄に記載のとおりでございます。調整案といたしましては、「香南町の公共下水道事業は、高松市の事業として引き継ぐ。」といたしたところでございます。

続きまして、92ページをごらんいただきたいと存じます。

下水道使用料でございますが、現況欄に記載のとおり、1の使用料及び3の納入期限・納入場所におきまして、市町間で違いがございます。

このうち、1の使用料でございますが、金額表の下側に記載いたしておりますように、1カ月当たりの平均的な使用料でございます、18立方メートルの場合、高松市の使用料が若干安くなっております。

少し飛びますが、101ページをごらんいただきたいと存じます。101ページでございます。

101ページには、参考資料といたしまして、下水道使用料の比較表を掲載いたしております。左側の表が、水量ごとの2カ月分の使用料金、右側には、それをグラフにあらわしたものを掲載をいたしております。これが、下水道使用料の比較表でございます。

恐れ入りますが、もとの92ページにお戻り願いたいと存じます。92ページでございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、93ページをごらんいただきたいと存じます。

受益者負担金でございますが、現況のうち、2の負担金額につきまして、市町間で差異がございまして、高松市では1平方メートル当たり150円、香南町では1平方メートル当たり500円となっております。

また、3の徴収方法、5の報奨金制度及び6の減免基準におきましても、差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、94ページをごらんいただきたいと存じます。

水洗便所改造資金支援制度でございますが、現況のうち、1の内容につきまして、市町間で差異がございます。高松市では、市が直接貸付けをいたしておりますが、香南町では、融資のあっせんを行い、金融機関に対し利子補給を行っております。

また、2の貸付・融資あっせん額及び4の償還方法におきましても、市町間で差異がございません。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町で合併時までには融資をあっせんされた者については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行の香南町の制度を適用するものとする。」としたところでございます。

続きまして、95ページをごらんいただきたいと存じます。

汚水ますの設置でございますが、費用の負担区分におきまして、市町間で差異がございまして、高松市では、使用者負担となっておりますが、香南町では、1個までは町が、2個以上は使用者

が負担をいたしております。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町地域における汚水ますの設置については、合併年度及びこれに続く5年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、96ページをごらんいただきたいと存じます。

合併処理浄化槽設置に対する補助でございますが、両市町とも補助制度を設けておりますが、高松市の現況欄でございますように、高松市では、5人槽から10人槽について、市単独の上乗せ補助を行っておりますほか、11人槽以上50人槽までは、国の補助基準どおりとしているなど、市町間で、その補助限度額に差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、97ページをごらんいただきたいと存じます。

浄化槽市町村整備推進事業でございますが、香南町の現況欄に記載のとおり、香南町では、国の補助を得て、香南町が設置主体となり、特定の地域を単位として、合併処理浄化槽を整備いたしております。

調整案でございますが、「浄化槽市町村整備推進事業により、香南町が、合併時までに設置し、維持管理を行っている合併処理浄化槽については、合併年度及びこれに続く10年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

次に、98ページをごらんいただきたいと存じます。

98ページから次の99ページにかけての雨水利用でございますが、現況のうち、1の助成制度については、両市町とも実施いたしておりますが、その他は、高松市のみの制度でございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、100ページをごらんいただきたいと存じます。

排水設備設置助成でございますが、現況欄でございますように、香南町では、汲取り便所の水洗便所への改造などに対しまして、改造資金の一部を助成いたしております。

この制度の取り扱いにつきましては、なお、市町間で調整が必要でございますことから、調整案といたしましては、「排水設備設置助成の取扱いについては、合併時までに調整する。」としたところでございます。

以上で、協議第48号下水道事業についての説明を終わります。

よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第４８号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでしたら、協議第４８号につきましても、次回会議で意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第４９号社会教育事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、１０３ページをお開き願いたいと存じます。

まず、生涯学習基本計画でございますが、現況欄でございますとおり、香南町では計画が策定されておられませんことから、「高松市の制度を適用する。」といたしております。

また、次の１０４ページの子ども読書活動推進計画、１０５ページから１０６ページにかけましての子どもの健全育成につきましても、高松市のみ制度でございます。

続きまして、１０７ページをお開き願います。

子ども会活動の促進でございますが、現況欄でございますように、２の補助対象団体及び団体に対する補助におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から高松市の制度に統一する。ただし、香南町地域の子ども会組織への補助については、合併年度の翌年度から４年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、１０８ページをごらんいただきたいと思います。

P T A活動の促進でございますが、２の補助対象団体及び団体に対する補助におきまして、市町間で差異がございます。

調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、１０９ページをごらんいただきたいと思います。

成人式でございますが、高松市では成人の日に、香南町では８月１５日に、記載のような内容で成人式を実施いたしておりますが、市町間でその内容におきまして差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次の１１０ページの青年活動の推進につきましては、高松市のみ事業でございます。

次に、１１１ページをごらんいただきたいと思います。

家庭教育等の推進でございますが、1の家庭教育学級の実施内容に、市町間で差異がございます。

また、香南町では、2の家庭教育セミナー、3の父親のための家庭教育出前講座を実施いたしておりません。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、112ページをごらんいただきたいと存じます。

成人教育の推進でございますが、実施内容等に市町間で差異がございますが、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、113ページをごらんいただきたいと存じます。

公民館でございますが、113ページから115ページにかけて、両市町の公民館の現況を記載しておりますが、1の施設の概要にございますように、高松市では、校区単位に地区公民館が41館、また、管理公民館が1館整備されております。

一方、香南町におきましては、中央公民館が整備されております。

また、次のページの2の開館時間等、また115ページの4の使用料におきましても、市町間で差異がございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、113ページにございますように、「香南町の中央公民館については、高松市に引き継ぐ。香南町の中央公民館の取扱い及び開館時間・使用料等については、合併時まで調整する。」としたところでございます。

次の116ページの高松市生涯学習センターでございますが、これは高松市のみのものでございます。

続きまして、117ページをごらんいただきたいと存じます。

117ページから118ページにかけてのスポーツ団体育成事業でございますが、現況のうち、1の体育協会に対する補助につきまして、市町間で差異がございます。

また、4のスポーツ少年団につきましても、補助金、練習時間帯等におきまして、市町間で差異がございます。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から、高松市の制度に統一する。ただし、香南町地域の体育協会及びスポーツ少年団への補助については、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、119ページをごらんいただきたいと存じます。

スポーツイベント等振興事業でございますが、現況欄に記載のとおり、1の市・町民スポーツ大会の内容等におきまして、市町間で差異がございます。

また、2の地区運動会につきましては、香南町では実施いたしておりません。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。香南町の町民運動会は、高松市の地区運動会として取り扱い、香南町地区体育協会の自主運営とする。香南町地域の町民運動会の補助については、合併年度は現行のとおりとし、合併年度の翌年度から4年度目において、高松市の制度に統一するよう段階的に調整するものとするとし、調整案といたしましても、同趣旨の内容としたところでございます。

続きまして、120ページをごらんいただきたいと存じます。

各種スポーツイベント事業でございますが、両市町ともに、現況欄に記載のような事業等を実施いたしておりますが、両市町では、類似のイベントがあるほか、香南町のスポーツイベントについては、参加対象や実施場所が、香南町地域に限定されるものがございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町地域の空港の町三世代交流ふれあいウォークラリー大会及び香南招待少年サッカー大会については、現行のとおり継続するものとする。」としたところでございます。

次に、121ページをごらんいただきたいと存じます。

体育指導委員でございますが、1の構成のうち、委員の選出方法について、市町間で差異がございます。ごらんのように、高松市では、各小学校区から男女各1名を選出することとなっております。

なお、香南町の委員数等につきましては、資料に記載のとおりでございます。

また、2の活動内容及び3の報酬におきましても、市町間で差異がございます。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、高松市の制度に統一する。香南町地域の委員については、1小学校区から推薦された男女各1名ずつとする。委員定数については、合併時までに見直しを行うものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、122ページをごらんいただきたいと存じます。

学校体育施設開放推進事業でございますが、現況欄の1の開放施設の種類にございますように、両市町では、学校体育施設を開放いたしております。

また、2の管理運営方法、3の使用の申請方法、4の補助金、5の管理謝金、次の123ページの6の使用料、そして7の開放時間におきましても、市町間で違いがございます。

調整案でございますが、122ページに記載しておりますとおり、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町地域の開放学校体育施設及び開放時間については、現行のとおりとする。」としたところでございます。

続きまして、124ページをごらんいただきたいと存じます。

124ページから126ページにかけての体育施設管理運営でございますが、両市町では、体育施設の管理運営方法、利用時間及び使用料等におきまして差異がございます。

また、香南町では、中学校の部活動あるいはスポーツ少年団等が体育施設を使用する場合には、使用料の減免措置を行っております。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。香南町地域の体育施設の利用時間は現行のとおりとし、使用料については、現行の町内在住者の使用料に統一するものとする。減免措置については、合併年度及びこれに続く3年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

以上で、協議第49号社会教育事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第49号について、御質問等ございましたら御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようございましたら、協議第49号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図らせていただきます。

次に、協議第50号文化振興事業についてを議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、128ページをごらんいただきたいと存じます。

文化振興事業のうち、まず、指定文化財でございますが、1の文化財保護審議会につきましては、両市町ともに設置されておりますが、委員数及び報酬等におきまして差異がございます。

また、両市町の指定文化財等の現況等につきましては、2以下に記載のとおりでございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、129ページをごらんいただきたいと存じます。

埋蔵文化財調査事業でございますが、両市町とも、ほぼ同様の事業を行っておりますが、2の出土品の整理・保管におきまして、その方法等に差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次の130ページの文化財学習事業及び131ページの文化奨励賞につきましては、いずれも高松市のみのものでございます。

続きまして、132ページをごらんいただきたいと存じます。

文化祭開催事業でございますが、現況欄の1にございますように、両市町とも市・町民文化祭を実施いたしておりますが、開催の時期や内容、運営方法、補助金等におきまして、市町間で差異がございます。

また、香南町では、2の地区文化祭は実施いたしておりません。

このような現況を踏まえた対応策でございますが、香南町文化祭については、高松市の地区文化祭として取り扱うものとする。なお、地区文化祭を香南町地域における文化祭実行委員会が主体となって円滑に運営できるよう、合併後、初回に開催する地区文化祭について、適切に対応するものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、133ページをごらんいただきたいと存じます。

文化芸術活動推進事業でございますが、現況欄にございますように、香南町では、2の学校巡回教室及び3の市・町民大学は実施いたしておりません。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

次に、134ページをごらんいただきたいと存じます。

文化団体の育成・支援事業でございますが、2の文化団体補助にございますように、両市町とも、文化団体の活動や運営に対して補助を行っておりますが、市町間で、その内容に差異がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。なお、香南町地域の文化団体補助については、各団体のこれまでの活動経緯や今後の活動計画等を勘案する中で、合併時までに対応を検討するものとするとし、調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、135ページをごらんいただきたいと存じます。

陶芸館でございますが、現況欄にございますように、香南町のみのものでございます。

調整案といたしましては、「香南町の陶芸館については、高松市に引き継ぐ。」といたしたところでございます。

続きまして、136ページをごらんいただきたいと存じます。

学術・芸術振興に係る奨学金貸与事業でございますが、現況欄にございますように、香南町で

は、香南町の芸術・文化振興の発展に必要な人材育成を図るため、記載のような内容で、奨学金の貸与事業を実施いたしております。

調整案でございますが、「香南町の学術・芸術振興に係る奨学金貸与事業により、合併時に奨学金の貸与を受けている者については、現行の香南町の制度を適用する。」としたところでございます。

続きまして、137ページをごらんいただきたいと存じます。

137ページから140ページにかけましての歴史資料館運営事業でございますが、現況欄にございますように、高松市には高松市歴史資料館が、また、香南町には香南町歴史民俗郷土館が、それぞれ設置されておりますが、施設の内容に差異がございますほか、2の運営協議会等の委員数におきましても、市町間で差異がございます。

また、139ページの6の観覧料につきましては、香南町の歴史民俗郷土館では、観覧料は徴収いたしておりません。

このような現況を踏まえた調整案でございますが、137ページにございますように、「高松市の制度に統一する。香南町歴史民俗郷土館については、高松市の郷土館として、高松市に引き継ぐ。香南町歴史民俗郷土館の観覧料等については、合併時まで調整するものとする。」としたところでございます。

続きまして、141ページをごらんいただきたいと存じます。

歴史資料整備等事業でございますが、1の資料調査等におきまして、市町間で差異がございますほか、3の資料の周知・公開及び5の収蔵品情報システムにつきましては、香南町では該当がございません。

調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、142ページをごらんいただきたいと存じます。

142ページから次の143ページにかけての文化教育等普及事業でございますが、1のサンクリスタル学習は、高松市のみの事業でございます。

また、2の歴史資料館講座は、両市町で実施いたしておりますが、実施内容に差異がございます。

また、143ページの3の友の会につきましては、香南町のみの事業でございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、144ページをごらんいただきたいと存じます。

図書館運営事業でございます。

両市町の現況は、記載のとおりでございまして、香南町では、中央公民館図書室で、図書等の貸し出しを行っております。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。香南町の中央公民館図書室については、高松市の図書館分室として取り扱うものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」といたしております。

続きまして、145ページをごらんいただきたいと存じます。

図書館事業でございますが、現況のうち、2の児童行事の開催時期等に差異がございますほか、3の移動図書館の巡回につきまして、香南町では、県立図書館の巡回文庫を利用するなど、市町間で差異がございます。

対応策でございますが、高松市の制度に統一する。香南町地域の児童行事については、現行のとおりとする。移動図書館については、高松市図書館の移動図書館車により巡回するものとし、巡回箇所については、合併時まで調整するものとするとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

なお、次の146ページから154ページにかけましては、高松市の市民文化センターや文化芸術ホールなど、高松市の文化施設の現況を掲載いたしております。いずれも、香南町には同種の施設がございませんことから、調整案は、「高松市の制度を適用する。」といたしたところでございます。

以上で、協議第50号文化振興事業についての説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第50号につきまして、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） ないようでございましたら、協議第50号につきましても、次回会議で改めて意思集約を図ることいたします。

次に、協議第51号その他の事業（女性政策）についてから協議第53号その他の事業（墓園関連事業）についてまでの3件につきまして、一括して議題といたします。

事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、協議第51号から第53号までを一括して御説明申し上げます。

156ページをごらんいただきたいと存じます。

その他の事業（女性政策）でございますが、156ページの男女共同参画啓発事業、次の157ページの男女共同参画プランの推進及び158ページの女性センター事業につきましては、高松市のみの事業でございますことから、いずれも「高松市の制度を適用する。」といたしております。

続きまして、159ページをごらんいただきたいと存じます。

女性団体育成事業でございますが、1の女性団体への支援につきまして、市町間で、その支援内容に差異がございます。

調整案でございますが、「高松市の制度に統一する。ただし、香南町地域の女性団体に対する補助については、合併年度及び合併年度の翌年度に限り、現行のとおりとする。」としたところでございます。

以上が、協議第51号その他の事業（女性政策）についての調整内容でございます。

続きまして、160ページをごらんいただきたいと存じます。

その他の事業（契約制度）のうち、まず、物品等に係る入札・契約制度でございます。

現況のうち、1の入札参加資格受付制度及び4の高額の特種物品購入に係る審査委員会につきましては、香南町では該当がございません。

また、2の発注方法等、3の入札・契約制度につきましても、市町間で、その内容に差異がございます。

調整案といたしましては、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

続きまして、161ページをごらんいただきたいと存じます。

161ページと次の162ページにかけましては、契約制度のうち、建設工事等に係る入札・契約制度の現況を記載いたしております。

このうち、1の入札参加資格受付、2の発注方法等におきまして、市町間で差異がございます。

また、次の162ページの3の格付け等入札・契約制度、4の入札監視委員会及び5の工事監督、検査、工事成績の採点につきましても、市町間で差異がございます。

対応策でございますが、161ページにございますように、高松市の制度に統一する。合併時において、両市町の名簿に登載されている者は、高松市の名簿登載内容で引き継ぐものとし、香南町の名簿登載者については、高松市の資格審査基準を適用し、高松市に引き継ぐものとし、調整案は、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上が、その他の事業（契約制度）についての調整内容でございます。

続きまして、163ページをごらんいただきたいと存じます。

墓園関連事業でございますが、現況欄でございますように、香南町には、町営の墓地、墓園はございません。

また、164ページの4の墓地の経営許可事務、5の簡易火葬場改修事業補助につきましては、事業内容に市町間で差異がございますほか、6の地元管理墓地整備事業補助につきましては、高松市のみ制度でございます。

以上のような現況を踏まえた調整案でございますが、163ページでございますように、「高松市の制度に統一する。」としたところでございます。

以上で、協議第51号から協議第53号までの3件の説明を終わります。よろしく願いをいたします。

議長（増田会長） ただいま説明のありました協議第51号から第53号について、御質問等ございましたら御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（増田会長） 特にないようでございましたら、協議第51号から第53号までの3件につきましても、次回会議で改めて質疑、協議を行い、意思集約を図ることといたします。

会議次第4 その他（1）高松市と近隣町とで設置している合併協議会の協議状況について
（2）高松市・香南町合併協議会会議の開催予定について

議長（増田会長） 次に、会議次第の4その他について、事務局から説明いたします。

事務局次長（加藤） それでは、御説明申し上げます。

会議資料の42ページをごらんいただきたいと存じます。会議資料の一番最後のページ、42ページでございます。

まず、各合併協議会の協議状況について御説明申し上げます。

42ページは、各合併協議会の協定項目ごとの協議状況を、本日現在で整理いたしましたものでございます。

右から二つ目でございます、この高松市と香南町の合併協議会でございますが、本日提案をいたしました項目には、 を記入をいたしております。

ごらんのように、当初、予定をしておりました協定項目につきましては、合併の期日と農業委員会の委員の定数及び任期の取扱いを除きまして、本日の会議で、すべて提案を終了いたします。

なお、その他の合併協議会におきましても、今月開催される会議で、ほとんどの協定項目についての提案が終了すると、そのような予定でございます。

合併協議会の協議状況は、以上でございます。

続きまして、会議の開催予定について御説明申し上げます。

左側の41ページをごらんいただきたいと存じます。

(2)の会議の開催予定でございます。

今回の第10回会議につきましては、現在、日程調整中でございますが、一応1月下旬ごろを想定いたしております。また日程が決まり次第、委員の皆様方には、御連絡を差し上げたいと思っておりますが、事務局といたしましては、今後のスケジュール等も勘案し、できれば、今回の会議で、協定項目に係る協議が終了できればというふうに考えております。

なお、協議も最終段階を迎えておりますので、調整漏れ等がないよう、各部会とも、十分連携、調整を図りながら対応してまいりたいというふうに考えております。

会議の開催予定は、以上でございますが、この機会に、香南町で開催されます、住民説明会について、簡単に御説明させていただきます。

本日お配りいたしております資料の一番最後にとじております1枚ものの資料でございますが、住民説明会についてという資料がございます。そちらをごらんいただきたいと存じます。

香南町におきましては、資料に記載のとおり、建設計画案を初め、協議会で協議をしてきた協定項目の協議結果等について、住民の方に説明し、御意見を聞くため、住民説明会を開催すると、そのようになっております。

開催の時期、場所並びにその説明の内容につきましては、資料に記載のとおりでございます。

以上が、香南町が実施いたします、住民説明会についての説明でございます。

事務局からは、以上でございます。よろしく願いをいたします。

議長(増田会長) その他ということで、以上、事務局から説明いたしました。せっかくの機会でございますので、この際、何か御発言がございましたら承りたいと存じますが、特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長(増田会長) ないようでしたら、以上で、本日の会議を閉じさせていただきますと存じます。

皆様方には、長時間にわたり御協議を賜り、ありがとうございました。これをもちまして、高松市・香南町合併協議会第9回会議を閉会させていただきます。ありがとうございました。

午前11時18分 閉会

會議錄署名委員

委員

石丸芳孝

委員

野田法子